

「(仮称) 人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」 の策定に向けた市民との意見交換会について (報告)

1 意見交換会の概要

日時等	内容	場所	参加者	市事務局
6月19日(土) 14時～16時10分	【前半】「SDGsから見た人権を考察する」(勝木元座長によるワークショップ) 【後半】条例案の考え方について意見交換	ウッテ ^テ イタウン 市民センター	5名 傍聴3名	福祉共生部長 共生社会推進室長 共生社会推進室参事 人権推進課長 人権推進課係長
6月27日(日) 14時～16時30分		まちづくり 協働センター	10名 傍聴3名	

2 参加者からの意見等 個別意見 39 件

No	個別意見の概要
1	条例で市民を従わせる必要があるのか。
2	こんなもの作る必要があるのか。
3	講師(条例策定懇話会座長)の話を知っていると、すばらしい条例案に感じる。先生が言われたものとなるようにしてもらいたい。
4	人権条例を早急に制定する必要があると思う。民族差別に代表されるヘイトスピーチがあり、我々の身近なところにも近づいてきている。市民を守るためにも人権条例は必要だ。これは市の決意表明でありこれを基にどう取り組んでいくか、正しい知識を市民に啓発していくことはとても重要なことである。
5	法務省の調査をみてもいまだに根深い部落差別が残っていると思う。市民に向けて正しく啓発していくことが必要である。
6	人権侵害を受けた方が、本当に信頼して市に相談することができるのか気になる。
7	差別確信犯が市民の人権を侵害した場合、市は明確な態度としてどのような対応をするのか。
8	基本的人権のすべてが人々の生活に関わってきているので、貧困問題なども取り上げるべき。憲法で決められていることをきちんと守っていけば、条例は必要ない。
9	憲法を具体化・具現化していくため、自治体に合った条例を作っていくことが必要だと考える。条例が早急に制定されることを望んでいる。
10	差別事案が発生した場合にどう対応するのか。強制的なものが必要である。
11	丹波篠山市などインターネットによる差別事案では当事者が厳しい現状にさらされる。差別に対する「禁止」を市民に明確に啓発していく必要がある。
12	今後の推進体制として、(仮称)共生社会づくり推進委員会の委員は決まっていないと思うが、様々な人権課題における当事者を構成員としてもらいたい。
13	当事者抜きでいろんなことが決められたり、差別の実態調査がなされていないのに、今後の基本方針が定められてしまうことがあってはならない。当事者の考え方や思いに耳を傾けながら方針を策定していくことが大事。
14	これまでの施策の検証が必要である。

15	市民はこういう状態であるなど条例を作らないといけない事実を掴んでいたら教えていただきたい。
16	共生という考え方は市民の間では、いまだに共通認識されていない。
17	人権問題の中に差別問題がある。人権問題は差別問題でない。
18	「あらゆる差別を許さない」と書いているが、「あらゆる人権侵害を許さない」とは書かれていない。差別でない人権侵害は、「いいよ」となってしまう。人権侵害の一部として差別問題がある。
19	「今なお差別や偏見などの人権侵害が生じている」とある。これは部落差別なのか、あるいは一般的な人権についてなのか。
20	偏見は人権侵害ではない。
21	差別の定義はどんな定義なのか。
22	SDGs の用語が使われているが、国際的な呼びかけであって条約でも何でもない。あいまいな表現だ。条文にはなじまない。
23	誰一人取り残さない視点、生きづらさ、困難さ等を解消する視点とはどんな視点なのか。
24	施策を進めるうえで、基準を決めて公正・平等に施策を進める必要がある。また、個別施策を推進するとあるが、どのような個別施策を進めようとしているのか。
25	国や法務局が出しているデータでは、この3年間で人権侵害の件数は減っている。
26	3年前に障害者の監禁事件があった。同じ市に住む者として責任を感じた。二度とこのような事件を起こしてはならないと思った。また、先ほどのご発言のように人権侵害は正確なデータが出るものではない。減っているか増えているかではない。条例を作って市民とともに、取り組む必要がある。
27	障害者については、市で条例ができています。今まで作られてきた条例をこれから作ろうとしている条例との兼ね合いをどういうふうに整合性をもたして、今後つなげていこうとしているのかが理解できない。今後、考えていっていただきたい。
28	今回の条例は賛成だ。市民に根づかせて、どのように条例の大切さをわかってもらえるかが大切。
29	様々な条例が策定されている。附属機関からは、様々な提言も出されている。今までの総括を折り込んでいって欲しい。
30	教育・研修の啓発について、良い条例ができてそれを放置していれば、意味がなくなってしまう。市職員・教職員の研修はもとより市民・事業者に対する教育・啓発できるような仕組みを作っていただきたい。 また、基本理念について、困っている人、困難を抱えている人に繋がっていける支援システムを構築して欲しい。相談や救済などの文言があるが、繋がりやすい相談体制等については、具体化してもらいたい。
31	地域で支え合う点については、今もそれなりにやっている。行政が憲法 25 条を守る立場に立っていれば、生きづらさを抱えている人も救われるし市民の人権は守られる。それを阻んでいるのは行政。この条例で謳われている内容は必要ない。
32	部落問題を特別扱いするのではなく人権問題すべてが重要課題である。市の人権施策基本方針は問題点のある基本方針だ。一方、条例は「三田市人と人との共生条例」

	という仮称から始まり、いい名前だと思っていたが、「人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」との名称に変更されている。部落問題を条例の柱にする、あるいは、位置付けたい思いが感じられた。そういうことが感じ取れる条例であってはならない。人権尊重をすべての市民に位置付けるとは矛盾した表現だ。
33	法律が整うことによって、行政における対応も進んできたように思う。条例を作ることによって、行政は動くし市民も動いていけるようになる。
34	この条例案の中に、誰が人権を侵害するのかが書かれていない。何よりも怖いのは国家が行う人権侵害だ。国家に反対する人が警察に捕まったりするなど近隣諸国では国家による人権侵害が起こっている。そういう意味で誰が人権侵害をするのかを入れる。問題があるのか、難しいのか、必要でないのか。教えていただきたい。
35	条例が制定されて一緒になって考えていける市民でありたい。周りにも広げていきたい。また私も変わっていききたい。
36	「市は、市民の人権を侵害してはならない。」との文言が必要。共生という考え方で社会的孤立や排除からすべての市民を守られるかということ、社会的孤立と排除は違う。排除は人権侵害で、社会的孤立は人権侵害とはならない。共生を人権とセットするような名称ではだめだ。
37	社会的弱者や少数者とある。三田市人権施策基本方針の中では8つの人権課題を重点施策としている。社会的弱者や少数者は8つの課題のどこに該当するのか。
38	今までの8つの課題の総括と今の三田市の人権侵害の状況が明らかになっていない。
39	コロナ禍で1万5千人の人が亡くなった。法務局の人権侵害の報告は1万件より多い。人の命は人権を尊重する最大の問題だ。

※ No1～No14 6月19日開催の意見等 No15～No39 6月27日開催の意見等

3 市事務局の説明

(人権共生条例の必要性)

- ・例えばLGBTなど新たな人権課題が明らかになってきた状況の中で、様々な人権課題を包括し共生のまちづくりを目指す条例が必要であるとの認識のもと策定を進めています。
- ・条例の必要性については、今後、何も対策を講じなければ人権侵害を受けたり、生きづらさを感じる市民が増える可能性があることから、このような状況を将来にわたって生じさせないためには、市が取り組みの方向を示し個々の施策を進めていく環境を整えるため条例が必要であると考えています。
- ・この条例は理念的な条例として、考え方をお示しするものです。市民の役割について書いている点は、強制でなくお願いの部分となります。
- ・実態の把握については、昨年度に実施した市民意識調査では、部落差別や外国人差別をはじめ、いじめやパワハラ、DVなど生きづらさを感じている方が少なからず存在するとの結果がでています。

(障害者共生条例)

- ・ 障害者差別解消法が施行され、三田市も障害者共生条例を策定しましたが、条例策定と同時期に障害者監禁事件が発覚しました。第三者機関で行政対応の問題点を検証し、障害者共生協議会では、地域の中にも要因があったのではないかと、地域とのかかわりを見直していく必要があるのではないかと等の課題が出されました。これを受け市は「障害者共生プログラム」を策定し、現在、具体的な施策を進めているところです。

(人権侵害等の対応)

- ・ 差別の禁止については、罰則等の対応が市では難しいため、関係機関につないだり、司法に委ねることになりますが、確信犯への対応は難しい問題です。
- ・ 差別事案が発生した場合に市はどのように対応するのかについては、相談者にしっかりと寄り添いながら支援救済に取り組んでいきたいと考えています。
- ・ 誰が人権侵害をするのかについて、条例案では明確に規定していません。市の責務として人権を尊重することを明記しており、市民の人権が尊重されることは当然のことであり、共生のまちづくりを進める中においては、人権侵害が起こらないよう誰もが取り組む必要があると考えています。

(相談体制の充実)

- ・ 教育・啓発や相談者に寄り添った相談体制の充実に関することを盛り込んでおり、支援救済や課題解決に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(市民への啓発)

- ・ 今回の条例制定を受け三田市人権施策基本方針を改定し、教育・啓発の更なる充実を図っていきたいと考えています。昨年度に実施した市民意識調査から得られた人権課題をもとに啓発講座等にとりくむこととしております。

(進捗管理、推進委員会等)

- ・ これまでの施策の検証については、総合計画や各個別計画を中心に行いますが、三田市人権施策基本方針で取り組みを明記しているため、人権のまちづくり推進委員会等でも検討していきたいと考えています。
- ・ 今後の基本方針の見直しや条例に基づく進捗管理は、(仮称)三田市共生社会づくり推進委員会において対応することを考えています。
- ・ この条例案では、差別の認定や解決するための委員会の設置は考えていません。しかし今後必要なことになれば、設置の検討をしていかなければならない場合もあると考えています。